

要綱第58号

宇和島市移住定住促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年4月1日

宇和島市長 岡原文彰

宇和島市移住定住促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住定住を促進し、定住人口の増加と地域の活性化を図るため、住民が主体となって移住定住促進事業を行う団体に対し、予算の範囲内において宇和島市移住定住促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、宇和島市補助金等交付規則（平成17年宇和島市規則第47号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となるものは、次の各号に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) うわじま移住応援隊設置要綱（令和4年要綱第63号）第3条第1号に規定するうわじま移住応援隊の個人サポーターに登録後、1年を経過した市内在住者の5人以上で構成され、かつ、市内に活動拠点を有し、年間を通じて移住定住に資する活動を行う団体
- (2) 政治活動、宗教活動、営利活動等を目的としない団体
- (3) その他市長が適当と認める団体

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 移住者の増加及び地域活性化に寄与すると認められるもの
- (2) 地域住民の人口減少対策に対する機運醸成につながるもの

(3) 地域団体により主体的な企画及び運営が行われるもの

(4) 当該年度内に実施するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助対象としない。

(1) 法令又は公序良俗に反する事業

(2) 政治、思想又は宗教活動を目的とする事業

(3) 特定の個人又は団体等の営利又は宣伝のみを目的とする事業

(4) 反社会的な活動を行う団体と関係がある事業

(5) 国、地方公共団体その他団体の補助制度の対象となる事業

(6) その他市長が不適切と認めるもの

(補助対象経費等)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表のとおりとする。ただし、会費等の収入がある場合は、当該収入相当額を補助対象経費から控除するものとする。

2 補助金算定額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、宇和島市移住定住促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に、必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、当該決定内容について、宇和島市移住定住促進事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。なお、市長は交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(補助事業の内容変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、補助事業の内容、総額及び財源配分、予定期間等を変更しようとするときは、あらかじめ宇和島市移住定住促進事業変更承認申請書（様式第3号）に必要書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、宇和島市移住定住促進事業補助金変更承認通知書（様式第4号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第8条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに宇和島市移住定住促進事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、宇和島市移住定住促進事業補助金中止（廃止）承認通知書（様式第6号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（前条第2項の規定による補助事業の廃止の承認を受けた場合において、既に補助金が交付されているときを含む。）は、当該補助事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった日の属する年度の3月31日のうちいずれか早い日までに、宇和島市移住定住促進事業実績報告書（様式第7号）に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、宇和島市移住定住促進事業補助金交付額確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第11条 前条の規定により補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、速やかに宇和島市移住定住促進事業補助金精算払請求書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに当該補助事業者へ補助金を交付するものとする。

(補助金の概算払)

第12条 市長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払することができる。

2 前項の規定による概算払を受けようとする補助事業者は、宇和島市移住定住促進事業補助金概算払請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

3 前条第2項の規定は、前項に規定する請求書が提出された場合について準用する。

4 前項の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、前3条の規定の例により補助事業に係る収支を精算し、当該精算により余剰が生じた場合は、当該余剰のすべてを市へ返還しなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱又は補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この要綱に基づき市長に提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (3) 申請内容を大きく逸脱して補助事業を実施したとき。
- (4) 補助金を交付の目的以外のものに使用したとき。
- (5) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、当該補助事業者に、期限を定めてその全額の返還を命じるものとする。

(関係書類の保管)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を整理し、補助事業終了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(情報の公開)

第16条 この補助金を活用した事業内容、事業成果等は、必要な範囲において、市が広報紙、市ホームページ、市SNS等に公開することができるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第4条関係）

補助対象経費	移住定住促進事業に直接必要な人件費、謝礼金、消耗品費、印刷製本費、使用料、広告料、通信運搬費、その他市長が認めるもの
補助率	補助対象経費の10分の10以内
補助限度額	100万円